

## 搾取理論の適用可能領域について

——労働力、動物、自然の搾取——

山 口 拓 美

### 目 次

- 1 問題の所在
  - 2 「剰余価値率」と「労働力の搾取度」と「労働の搾取度」の相違
  - 3 「許容された搾取」と「絶対的搾取」
  - 4 搾取理論の適用可能領域
- 補論 許容搾取度とケーバビリティー・アプローチ

### 1 問題の所在

環境保全や動物保護を主題とする種々の論説の中で、われわれはしばしば「自然の搾取 (exploitation of nature)」や「動物の搾取 (exploitation of animals)」といった語句を目にする。通常、これらの表現は、人間社会の経済的利益のために自然や動物が過度に利用され、それらが何らかの被害を被ることを示すために用いられているようであるが、その際、「搾取 (exploitation)」という言葉についての特別な定義が、かかる表現の導入に前提されているわけではない。しかし、こうした表現がマルクス経済学の文脈で使われる場合には、同理論における搾取という概念の重要性に対応して、より厳密な概念規定が必要とされるだけでなく、そもそもこの『資本論』的な概念を人間以外の領域に適用することが理論的に許されるのか否かが問題とされなければならない。

例えば、「自然の搾取」については、Paul Burkettが *Marx and Nature* と題する書物の中で次のように述べている。

「資本による人間労働力の搾取の限界は、資本による自然条件の搾取の限界と同様に、資本それ自体によっては十分には決定されない。…資本による労働と自然の搾取の限界は、伸縮性のある限界なのであって、この伸縮性は、一部は労働力と人間以外の自然の自然的諸特徴によるものであり、一部は社会的に規定されたその限界それ自体の特徴によるものである<sup>1)</sup>。」

これに続く部分で、Burkettは、『資本論』の労働日や児童労働の制限についての論述を取り上げ、それがエコロジカルな問題に重要な洞察を提供するものとなっていると論じている。労働力の搾取と自然の破壊の同一性について論じる Burkett のかかる議論は、彼自身も引用しているように、例えば次のような『資本論』の一節に基づくものである。

「工場労働の制限は、イギリスの畑地にグアノを注ぎ込んだのと同じ必然性によって余儀なく行なわれたのである。この同じ盲目的な略奪欲が、一方の場合に土地を疲弊させ、他方の場合には国民の生命力の根源をすでに襲っていた<sup>2)</sup>。」

ここでは、確かに労働力の疲弊と土地の疲弊とが同一の略奪欲に起因するものとして並列されている。しかし、だからといって、「労働力の搾取」と同一の理論的意味において、直ちに「土地の搾取」や「自然の搾取」を論じることが許容された、ということにはならないと思われる。というのは、略奪欲と疲弊との間を媒介する概念は、労働力については搾取であるとしても、土地または自然については別なものであることが十分に可能だからである。また、『資本論』では人間以外の存在者に価値形成能力を認めておらず、したがってそこに、資本による剰余価値の取得としての搾取という現象を見出すのは極めて困難である。このため、Skirbekk のような論者は自然に価値形成能力を割り当て、そうすることによって「自然の搾取」を非『資本論』的に論じることになった<sup>3)</sup>。こうした非マルクスの「自然の搾取」論については、Burkett 自身が *Marx and Nature* の中で批判しているところである。しかし、一方では Burkett 自身も、「自然の搾取」という表現を『資本論』の搾取論に基づいて理論的に根拠づけることは十分にはしていない。

そこで、次のような問題が改めて検討されなければならないと思われる。すなわち、単なる比喩ではなしに、また、単なる「利用」や「開発」といった意味においてでもなく、『資本論』第 1 巻の搾取論の正当な拡張として、すなわち「労働力の搾取」と同様の理論的意味において、労働力以外の存在者、すなわち「非人間的存在者の搾取」を理論的に基礎づけることが可能なのか、あるいは全く不可能なのか、このことを明らかにするという問題が。もしこれが可能なら、われわれはかかる作業を基礎として、環境保全や動物保護といった現代的な論点を、『資本論』の核心理論の展開として論じることができるようになるであろう。

そこで、本稿では、以上のような問題意識の下で、まず『資本論』第 1 巻で提出された搾取理論の性格を再検討し、その上で、この理論がどの領域にまで適用可能なのかという問題について、ある程度の見通しが立つところまで考察を進めてみることにしたい。

## 2 「剰余価値率」と「労働力の搾取度」と「労働の搾取度」の相違

はじめに、『資本論』における搾取論の要点を振り返っておこう。『資本論』では、第 1 巻第 7 章において、可変資本に対する剰余価値の割合として剰余価値率が定義された後、そこからさらに必要労働に対する剰余労働の割合が導出され、そしてそれに次のような文章が続く。

「両方の比率は、同じ関係を相異なる形態で表現するのであって、一方は対象化された労働の形態で、他方は流動的な労働の形態で、表現する。それゆえ、剰余価値率は、資本による労働力の、または資本家による労働者の、搾取度の正確な表現である<sup>4)</sup>。」

そして、この文には次のような注記が付されている。

「剰余価値率は、労働力の搾取度の正確な表現であるとはいえ、搾取の絶対的な大きさの表現では決してない。たとえば、必要労働が5時間で剰余労働が5時間であれば、搾取度は100%である。ここでは搾取の大きさは5時間ではかられる。これに対して、必要労働が6時間で剰余労働が6時間であれば、100%という搾取度は不変のままであるが、他方、搾取の大きさは5時間から6時間に20%だけ増大する<sup>5)</sup>。」

ここで、本稿の立場から改めて確認しておく必要があるのは以下の2点である。

まず第1の着目点は、『資本論』第1巻第7章において、搾取の対象となるものは労働者または労働力であるということ、しかも“労働力”であって“労働”ではないということ、これである。言うまでもなく、労働力と労働の区別は『資本論』における最も重要な概念的区別の1つである。概念上、労働力と労働は異なっているのだから、「労働力の搾取」と「労働の搾取」も異なった意味内容を持つはずである。しかし、上記引用部分で「労働力の搾取度」と言い換えられた剰余価値率が、『資本論』第3巻では「労働の搾取度」と言い換えられて用いられている<sup>6)</sup>。こうした事態を、われわれはどのように理解すべきなのであろうか。

まず言わなければならないのは、労働力と労働の区別の重要性から、「労働力の搾取度」と「労働の搾取度」とは、やはり本来明確に区別して用いられるべきである、ということである。労働力とは「人間の肉体、生きた人格性のうちに実存して」いる諸能力のことであるから、これは労働者の身体または人格から分離し得ないものである。これに対して、労働力の発揮であるところの労働は、その労働者以外の事物の中に対象化され、その労働者の身体または人格から独立した存在になるのであって、労働者から分離し得るものである。それゆえ、「労働力の搾取」と言った場合、そこで問題とされているのは、人格あるいは労働者あるいは労働力そのものが何かある一定種類の（おそらく非倫理的な）取り扱いを受けている、ということである。一方、「労働の搾取」といった場合、そこで焦点が当てられているのは、労働者から引き出された労働が何かに対象化され、それが資本家によって所有されること、すなわち剰余価値が資本家によって取得されること、これであると考えられる。さしあたり、両者はこのように区別しうる。

次に、両者の関係については、「搾取度」という概念が導入される『資本論』第1巻第7章において取り上げられているのが「労働力の搾取度」であることから、より本質的な概念は「労働力の搾取」の方であって、「労働の搾取」はそこから派生する二次的な概念であると言えることができると思われる。そして、このように、「労働力の搾取」をもって本来の搾取と見なす考え方は、「搾取」の他に「利用」や「開発」と訳されるドイツ語の *Exploitation*、英語の *exploitation* の辞書的な用法にも添うものでもある。「労働力」は利用や開発の対象となるが、「労働」は利用や開発の対象というよりも、むしろ「労働力」の利用や開発によって生じるものである。それゆえ、ここからも「労働力の搾取」が本質的な搾取であり、「労働の搾取」という言い方は、前者から派生する二次的な表現であるということが言える。なお、*Exploitation* の訳語として日本で定着しているのは「搾取」という語であるが、これは搾り取るという読み方から明らかなように、乳や油のような分離して所有することができる物を目的語にとりやすい。このため、搾取と

いう日本語の語感に馴染みやすいのは、労働者から分離し得ない「労働力」よりも、物質に対象化させて取得することができる「労働」の方である。こうしたことから、日本では「労働の搾取」の方が本来的な表現であって、「労働力の搾取」は二次的な表現または違和感のある表現と思われ、思い込まれることが少なくないようである。しかし、Exploitationの意味は「取る」ではなくて「利用する」なのであり、『資本論』でもこうしたニュアンスに基づいてこの語が使用されていると考えられるのである。

次に、第2の着目点は、剰余労働という概念が導出されたのに合わせて搾取という概念が導入されていること、そして剰余労働時間の長さを搾取の大きさと言っていることである。ここから、われわれは、労働力の搾取とは労働力が資本によって流動化されつつあることをいうのであり、その度合いの大きさは剰余労働時間の長さとして表現される、ということを改めて確認できる。しかし、一般には、「対象化された労働の形態」において搾取を理解するケースが少なくない。例えば、宮川實氏は、搾取を次のように定義している。

「搾取とは、他人を労働させて、労働の成果を、労働に参加しないものが横取りすることである<sup>7)</sup>。」

また、守健二氏によれば、搾取関係とは次のようなものである。

「K. Marxの意味での搾取関係とは、生産手段の所有者（非労働者）とその非所有者（労働者）とのあいだで行われる相互行為であり、前者が後者から剰余生産物を取得する関係である<sup>8)</sup>。」

このように、両氏は、資本家による剰余価値または剰余生産物の取得として、すなわち「対象化された労働の形態」において、搾取をとらえている。これに対して柴田信也氏は、剰余価値率と搾取率とを次のように区別している。

「 $m/v$ の代わりに、剰余労働時間／必要労働時間と表現したものを搾取率と呼び、剰余価値率の実体的な基礎を表現するカテゴリーである<sup>9)</sup>。」

ここで柴田氏は、「対象化された労働の形態」において表現されたものを剰余価値率と呼ぶ一方で、「流動的な労働の形態」において表現されたものを特に搾取率と定義し、これを前者の実体的基礎と言明している。われわれは、かかる概念的区別を、『資本論』第1巻第7章の前掲引用部分の解釈としては、文脈の趣旨をより明確にする適切な処理であると考えられる。つまり、剰余労働時間の長さとして表されるところの「流動的な労働の形態」に着目し、この側面から資本による労働力の流動化の進行を把握したものが労働力の搾取度なのであって、この実体的基礎上に「対象化された労働の形態」で表されるところの剰余価値率という概念が成立すると考えられるのである。

そうすると、われわれはここまでのところで、「労働力の搾取度」、「労働の搾取度」および「剰余価値率」という3つの概念を取り上げてきたことになるが、先の検討によれば、「労働の搾取度」という概念は、焦点が労働力という労働者の身体と不可分離のものに当てられているのではなく、労働という身体の外に対象化されうるものに当てられていることから、これは「流動的

な労働の形態」というよりは、むしろ「対象化された労働の形態」に着目する概念であると考えられる。したがって、この点においては「労働の搾取度」と「剰余価値率」はほぼ同一の事柄を表していると言える。それゆえ、「流動的な労働の形態」の相で、すなわち労働力がどのように取り扱われつつあるかという局面で事態をとらえるところの「労働力の搾取度」が実体的基礎となり、その上に「労働の搾取度」と「剰余価値率」という概念が成立する、とすることができる。

このように「搾取」を「対象化された労働の形態」で把握するか、あるいは「流動的な労働の形態」で把握するかという違いの重要性は、搾取論の背景となる倫理的な問題構成を一瞥することによって更に明瞭にすることができると思われる。もし「対象化された労働」の取得が搾取なら、この搾取論は何よりもまず価値生産物の分配の問題と密接に関わってくる。すなわち、搾取は分配的正義に反する現象として問題化されることになる。ローマーは「搾取は1つの規範的カテゴリーとして重要なのであって、それは分配的不正義の一類型である<sup>10)</sup>」と述べているが、このような生産物の分配に即した搾取論を1つの極限にまで推し進めたのがローマーのそれであるといえよう。しかし、先の検討から、われわれは、次のように言うことができる。すなわち、搾取を分配的不正義として把握する見解は、搾取を「労働の搾取」とみなす見地からのものであって、かかる立場は、搾取を「労働力の搾取」とみなすところのより本質的な見解を基礎としてその上に成立するものである、と。

一方、労働力が剰余価値生産のために資本によって流動化されつつあることが搾取なら、この「流動的な労働の形態」に焦点を当てる搾取論は、労働者の取り扱い方そのものを問題としているのであり、したがってそれは何よりも奴隷制を否定する倫理思想と密接に関わってくると思われる。すなわち、搾取は、“人間を単なる手段としてのみ使用してはならない”とするカントの言う道徳法則に反する現象として問題化されることになる。マルクスの搾取論とかかる思想との関係については、マーサ・ヌスバウムの次の文章が事柄の真相を適切に叙述していると思われる。

「マルクスは幾つかの重要な諸点でカントから離れている。…しかし、マルクスはカントから学んでもいるのであって、彼が自身のアリストテレス的遺産を表現する仕方は、人格の不可侵性と尊厳についてのカント的概念によってくっきりと形づくられている。このアプローチが各人格を価値の担い手、目的にすることに注意されたい。マルクスは、彼のブルジョアの先祖と同じように、ある諸個人の目的を他の諸個人の目的に従属させることは深甚な不正であると考えているのである。搾取ということの核心には、人格を他者の使用のための単なる物件として取り扱うということがある<sup>11)</sup>。」

マルクスの倫理思想は、基本的な部分において、「完全な人間の発展<sup>12)</sup>」を善と見なすアリストテレス由来の卓越主義(perfectionism)の系統に属していると言える<sup>13)</sup>。とはいえ、もちろんマルクスはアリストテレスとは異なり「一方の人の奴隷状態を、他方の人の完全な人間的発達のた



め的手段として容認<sup>14)</sup>」することはしないのであって、むしろ彼の思想の根底には人間性を目的自体と見なすカントの道徳論が置かれていると考えられる。つまり、彼の搾取論の倫理的基礎は、労働力的手段化によって労働者の人間的発達が阻害されることを不正とみなす見地から成っており、この基礎の上に、価値生産物の分配に関する分配的正義が問題とされることになるのである。

そして、搾取を分配的不正義の相で把握するか、あるいは他者の手段化の相で把握するかという違いは、本稿の問題設定にとっても極めて重要である。もしも、搾取が価値生産物の分配に関わる問題であるなら、「自然」や「動物」といった人間以外の存在者の搾取などということはそもそも問題となりえない。というのは、『資本論』において人間以外の存在は価値形成能力を持たず、したがって剰余価値を生産することはできないからである。このため、「自然の搾取」を主張する論者のうちのある人々は、自然に価値形成機能を割り当てて「自然の搾取」を非『資本論』的に論じることになったのであった。一方、搾取が他者の手段化に関わる問題であるならば、次のように論を進めることによって、価値形成機能を持たない人間以外の存在者の搾取という問題を『資本論』的に論じる余地が出てくるように思われる。すなわち、動物や「自然」のような人間以外の存在者であっても、それらが単なる手段としてのみ使用されるべき存在でないならば、そこに搾取という現象を見いだすことは可能なのではないかと。しかし、この点を論究する前に、他者の手段化としての「労働力の搾取」に関する論点をより立ち入って検討しておくなければならない。

### 3 許容された搾取と絶対的搾取

まず、『資本論』第1巻における剰余価値論の冒頭部分を振り返っておこう。

「労働力の使用は労働そのものである。労働力の買い手は、その売り手を労働させることにより、労働力を消費する。労働力の売り手は、労働することによって、“現実”に自己を発現する労働力、労働者となるが、彼はそれ以前には“潜勢的に”そうであったにすぎない<sup>15)</sup>。」

このとき、買い手の関心は労働力を発現させることにあり、生きた労働をより多く吸収することにあるが、売り手の関心は労働力をよりよい状態で保存し、「新たに売ること」ができるようにすることにある<sup>16)</sup>。商品交換におけるこのような利害の対立は、労働力の搾取という現象を二重化することになると思われる。

労働力の搾取度は剰余労働の必要労働に対する比で表現されるから、剰余労働が少しでも行われていれば労働力が搾取されていることになる。一方、商品交換の法則から、「日々の労働力の使用は<sup>17)</sup>」買い手のものである。とはいえ、売り手は「労働力の正常な持続と健全な発達とに合致する限りでのみ労働力を流動させ<sup>18)</sup>」ることで、労働力をある一定の年齢に至るまで販売し続けることができなければならない。そこで、売り手は標準的な労働日を求めることになる。

さて、このときもしも労働者の要求通りに労働日の標準化が実現したとすれば、この労働時間

内の剰余労働は労働力の売り手すなわち労働者によって許容された、ということの意味すると同時に、この労働時間を超える労働は「労働力の正常な持続と健全な発達」を阻害する許容できない搾取である、ということの意味する。つまり、ここに2種類の搾取現象が生じているのである。すなわち、標準労働日内での資本による労働力の流動化としての搾取と、かかる流動化が「労働力の正常な持続と健全な発達」を阻害する段階にまで至ったところの搾取である。本稿では、前者を許容された搾取、後者を絶対的搾取と呼ぶことにする。

許容された搾取は、労働者にとって本来「労働力の余分な支出<sup>19)</sup>」であり、彼の「完全な人間的発達」のために撤廃した方がよいものではあるが、資本と労働力の関係においては必要不可欠な支出であり、そこにおいてはさしあたり資本によって流動化される剰余労働の分量が問題となるだけである。これに対して、絶対的搾取においては、単に剰余労働が行われているだけでなく、労働力の過度な支出によって、労働者は「労働力の正常な持続と健全な発達」が阻害されるという絶対的損失を被ることになる。

労働力の搾取についてのこのような区別は、資本主義的な生産関係を前提として資本と労働力との搾取関係を考える場合、重要であると思われる。というのは、資本主義的な生産関係をさしあたり与件と見なすことにすれば、搾取が許容された搾取にとどまるなら、それは搾取関係というよりもむしろ共生関係と見なしうるからであり、それゆえ、絶対的搾取こそが真の搾取であるということになるからである。この主張を補強するために、よく知られたある寄生虫と人間との搾取関係の例を簡単に見てみたい。

日本海裂頭条虫は、サケ、マス等を生食することで感染する体長10メートルにもなる寄生虫で、俗にサナダムシと呼ばれる蠕虫であるが、この生物は人間の腸管内に寄生することで、①宿主が摂食によって形成した栄養分を吸収し、このことによって②下痢、腹痛、腹部膨満感、悪心、全身倦怠感、体重減少、めまい等の症状を宿主に招来する<sup>20)</sup>。

ここで、かかる寄生関係における搾取の機構を分析してみるとすれば、まず第1に、搾取の度合いは、寄生虫が吸収する栄養分の量によって表現することができると思われる。しかし第2に、搾取の内実すなわち宿主にとっての不利益は、下痢、腹痛、めまい等の健康被害として存在する、といわなければならない。というのは、宿主の栄養状態によっては上記のような健康被害がほとんど現れないばかりか、むしろ寄生虫が過剰な栄養分を吸収することで宿主の健康状態を改善したり、花粉症等のアレルギー症状を軽減させたりして、宿主に利益をもたらすことがあるからである<sup>21)</sup>。この場合、寄生虫による栄養分の吸収は相変わらず行われているにもかかわらず、人間と寄生虫との間には、人間が一方的に手段として使用され、一方的に不利益を被るといふ搾取関係よりも、一方の利益が他方の損を生まない片利共生関係や、両者が利益を得る相利共生関係が成立している、と言える。したがって、人間と寄生虫との間の搾取関係を問題とする場合、その実体は、単に栄養分を吸収されることにあるのではなく、それに付随して健康被害が生じることにある、というべきである。

同様のことは、資本と労働力の搾取関係についてもいえると思われる。資本は労働力を使用する際、①必要労働時間を超えてできるだけ長く労働力を流動化させ、このことによって②「労働力の正常な持続と健全な発達<sup>22)</sup>」を阻害し、「人間的労働力の萎縮を生み出す<sup>23)</sup>」だけではなく、「労働力そのもののあまりにも早い消耗と死亡とを生み出す<sup>24)</sup>。」

この場合、搾取の度合いは、資本によって流動化される剰余労働の大きさによって表現される。労働力の搾取度の定義から、剰余労働が30分でも行われていれば、そこでは搾取も行われていることになる。しかし、30分の剰余労働が労働者にもたらす損失は現実には微少なものである。このとき、もしも労働力が価値通りに販売されており、資本も価値増殖に成功しているなら、資本主義的生産関係の下では、この労働力と資本は相利共生関係にあるといえる。しかし、剰余労働時間が長くなるとともに、資本と労働力の関係は、共生関係の度合いを低下させて行く。そして、「労働力の正常な持続と健全な発達」が阻害されるまで剰余労働時間が延長されるとき、そこでは、資本主義的生産関係を与件とみなした場合においてさえも、資本と労働力の関係は搾取関係でしかない。ここに至って搾取は、許容された搾取から許容され得ない搾取となり、いかなる観点からも搾取性を否定し得ない絶対的搾取となる、といえる。

労働力の搾取度は、搾取を定量的に表すものであり、この搾取量が多くなればなるほど、労働力の定性的状態すなわち生活の質の劣化が深刻化していくと考えられる。しかし、定量的な変化は定性的な変化を正確に表現するわけではない。すなわち、剰余労働時間の変化と生活の質の変化が正確に一致するわけではない。例えば、ある日を境に労働時間が目に見えて短縮されたとしても、それ以前の長時間労働で労働者が脳血管疾患のような重篤な健康被害を受けていたとすれば、この労働者の生活の質は労働時間短縮によって回復することはないであろう。このような不可逆的な損失は、健康被害や過労死の場合だけでなく、人間的能力の発展の阻害についても生じる。『資本論』には、教育に最も適した少年期を長時間の単純作業で使い果たしてしまったため、人間的能力の発展の機会を持ってなかった人々の例が紹介されている。それによると、印刷業における「11歳から17歳までの機械少年工<sup>25)</sup>」が「36時間もぶっ続けで行なうこともしばしばである」労働は、「どんな種類の知的訓練も必要ではない<sup>26)</sup>」単純作業であるため、17歳になって解雇された彼らに新しい仕事を紹介しようとしても、「彼らの無知、粗暴、肉体的および精神的な退廃のためにうまくいかなかった<sup>27)</sup>」のである。こうした事態は、公害論で問題となる相対的損失と絶対的損失の違いに類似しているといえる。すなわち、宮本憲一氏は、貨幣的な補償で社会的公平が達成される相対的損失に対して、公害による健康被害等は不可逆的であって事後的な貨幣的補償では救済され得ないと主張し、これを絶対的損失と呼んだのであった<sup>28)</sup>。絶対的搾取は、こうした絶対的損失を惹起する搾取であるといえる。

もちろん、資本主義的生産関係という条件を取り去ってしまえば、絶対的搾取は論外として、許容された搾取の部分もなくなり、各個人に「完全な人間的発達」のための自由時間が与えられることになろう。卓越主義の立場からすると、このような状況が最も望ましいものであることは



明らかである。とはいえ、資本主義的生産関係においても、搾取が許容された搾取の段階にとどまっているのなら、「労働力の正常な持続と健全な発達」が可能なのであるから、労働者個人の自己実現の余地は確保されており、卓越主義の立場からもある程度満足できるものであろう。それゆえ、資本主義的生産関係の下で搾取を論じる場合、何よりもまず問題とされるべきは絶対的搾取の方である、といわなければならない。実際、『資本論』第1巻において長大なページ数が割かれているのは、絶対的に搾取された人々の実例に対してである。また、先進資本主義国といわれる現代の日本のような国においても、過労死や過労自殺が後を絶たないという事実がある。こうした事実がある以上、搾取論において真に問題なのは、「労働力の正常な持続と健全な発達」を現実に阻害し、労働力の萎縮、早過ぎる消耗および死亡を招来するところの絶対的搾取であるといわなければならない。ただし、許容された搾取と絶対的搾取との境界は、「きわめて弾力性に富むものであって、変動の余地はきわめて大きい<sup>29)</sup>。」労働者の「知的および社会的な諸欲求の…範囲と数は、一般的な文化水準によって規定されている<sup>30)</sup>」から、かかる境界は時代と国によって異なる。また、労働時間の制限には資本家階級と労働者階級の力関係が反映するから、実際には、標準労働日の設定において労働者の要求が十分に取入れられない場合が多い。この場合、標準労働日内においても、「労働力の正常な持続と健全な発達」を阻害する絶対的搾取が行われていることになる。

さて、『資本論』が問題とする搾取がこのようなものだとすれば、すなわち、労働力の発達の阻害やその萎縮、消耗、および死を招来するところの資本による労働力の過度な流動化だとすれば、そして、人間以外にも単なる手段としてのみ使用することを避けるべき存在があるとすれば、搾取論の適用可能領域は人間以外の生命体にも拡張することができるのではなかろうか。節を改めてこの問題を検討してみたい。

#### 4 搾取論の適用可能領域

資本の下で生命力を支出しつつあるのは人間だけではない。様々な動植物が、その固有の諸能力を資本の下で発揮してきた。しかし、生産過程における「搾取」という問題でまず第1に想起される人間以外の存在は、やはり馬や牛や豚などの産業動物であろう。これらの動物は、遙かな昔から遊牧や農耕や運輸等の場面で人間と共に活動してきたが、現代では主にミルクや肉類を大量生産するための資源として資本主義的に処理されている。そこでまず、非人間的存在者の搾取論の出発点として、われわれの生活と関係の深いこれらの動物の搾取について考えてみることにしたい。

言うまでもなく、『資本論』では馬や牛は生産手段の一構成要素にすぎず、「労働力の搾取」と同じ理論的意味において馬や牛の搾取が問題とされていた形跡は全くない。マルクスは、『資本論』の中で当時の英国の動物虐待防止協会を皮肉ることは忘れなかったが<sup>31)</sup>、その一方で人間以外の動物の虐待に対してはほとんど何の関心も示さなかったようである。しかし、だからといっ

て『資本論』の搾取論が動物に適用できないということにはならないと思われる。

確かに、馬や牛は、労働力とは異なり、その使用価値そのものが価値の源泉であるところの特別な商品ではない。したがって、これらは、剰余労働を資本に吸収されるという意味においては搾取される存在ではない。とはいえ、馬や牛のような動物も、人間と同様に生命力を支出して何らかの使用価値生産に貢献する生命体であり、さらにはその生命力が資本によって過度に流動化され、これによって諸能力の発達障害、萎縮、消耗等が惹起される。こうした点で、馬や牛が人間と類似していることは明らかであり、そうであるからこそ、『資本論』では労働日の肉体的限界が次のように記されたのだと思われる。

「人間は、24時間からなる一自然日のあいだには、一定分量の生命力しか支出できない。それは、馬が日々8時間だけしか働けないのと同じである<sup>32)</sup>。」

また、『賃金、価格および利潤』には、次のような記述が見られる。

「労働力の日分または一週間分の価値は、この力の日分または一週間分の行使とは全く別のものであって、それはあたかも、一匹の馬が要する糧食とその馬が騎馬者を乗せうる時間とが全く別ものなのと同じである<sup>33)</sup>。」

このように、マルクスは労働力の搾取を説明するために、馬の例を持ち出しているが、これは、人間も馬も生命力を支出する動物として極めて類似した存在だからである。それならば、もしもこれらの動物も単に手段としてのみ使用されるべきでないとするならば、その際にはそこに搾取という現象も付随することになるはずである。問題は、牛や馬などの非人間的存在者を、それがあたかも人間であるかのように、目的自体とみなすことが可能なか否かである。

カントは、あの道徳法則を導入するにあたって、目的自体といえる存在を人間に限定した。すなわち、彼は人格と物件とを切り離した上で「すべての人の人格の中にもある人間性を……決して単に手段としてのみ用い<sup>34)</sup>」てはならないと断じた一方、動物を含めた人間以外の存在者は人格ではなくて物件であるから、これらにこの道徳法則が適用されることはないとした。これに対して動物権運動の哲学者トム・レーガンは、次のように論じることで動物に対してもこの道徳法則が適用されると主張する<sup>35)</sup>。

すなわち、レーガンによれば、カントの意味での人格とは理性と自律の能力を持つ個人であるから、成長した胎児や幼児や知的障害者は人格とは言えない。人格でない以上、これらを単なる手段としてのみ用いても許されることになるが、しかしそれは受け入れがたい考え方である。それゆえ、この道徳法則が適切に適用されるためには、人格性とは別の基準が必要なのである。そして人格性に代えてレーガンが導入するのは「生の主体 (subjects-of-a-life)」という基準である。彼によれば、われわれは、感じたり、信じたり、欲求したりしながら様々なことを経験する「生の主体」なのであって、それがより良い諸経験であれ望ましくない諸経験であれ、1つの履歴を形成しつつ生きている。このような「生の主体」という意味では、成長した胎児も幼児も知的障害者もわれわれと何ら異なるところがない。彼らも固有の価値を有する存在として、すなわち目

的自体として、尊敬を持って取り扱われるべき存在である。そしてさらに、われわれと関わりを持つ牛、豚、犬、猫、ハムスター、チンパンジー等の動物も、「生の主体」である点ではわれわれと同類である。それゆえ、彼らも固有の価値を有する存在なのであって、単なる手段としてのみ用いられることがあってはならないのである。したがって、動物を単なる手段としてのみ使用することは不正であり、いかなる動物の搾取も廃止されるべきである。①商業的畜産は全廃されるべきである。②毛皮産業も全廃されるべきである。そして、③科学における動物の使用も全廃されるべきである。

さて、このようなレーガンの主張は、一見極めてラディカルで実効性がほとんどないように見える。しかし、日本の歴史を多少とも振り返ってみれば、かかる主張もそう荒唐無稽なものには見えなくなる。というのは、奈良時代から江戸時代までの日本では、実験動物が存在しなかったのはもちろんのこととして、肉食を目的とした商業的畜産も、今日的な意味での毛皮産業もほとんど存在しなかったからであり、しかも、その大きな要因は仏教の不殺生思想が広く人々の間に浸透していたことにあったからである。つまり、1つの倫理思想が人々の意識を方向付け、一社会の産業構成のあり方を規定していたのである。そして、その際興味深いのは、レーガンの言う「生の主体」という概念が、仏教で不殺生の対象となる「有情」という概念と重なる部分が多いということである。もちろんレーガンは、先行する西洋哲学の諸説を批判的に検討した結論として自説を提出しており、彼自身は仏教やジャイナ教やヒンズー教の信者というわけではない。とはいえ、かれの思想形成に大きな影響を与えたのは、彼自身が述べているところによると、ガンジーの非暴力主義（アヒンサー）である<sup>36)</sup>。つまりレーガンは、西洋哲学を現代的に発展させることによって、結果としてインドの不殺生（アヒンサー）思想を西洋哲学的に基礎付けることになった、ということができるよう思われる。そして、もしそうであるならば、レーガンが到達した認識に基づいて、すなわち動物を目的自体とみなす認識に基づいて、日本のかつての経験は、西洋哲学的に、すなわち動物の搾取論として、改めて次のように解釈することが可能となると思われる。すなわち、かつての日本では、牛馬が農耕や運輸の場で不可欠の存在として用いられていたが、これらの動物は使用者の利益のために一方的にその生命力を剥奪してはならない存在として、すなわち単に手段としてのみ用いてはならない存在として認識されていたので、人々は牛馬を肉食目的で屠殺することはほとんどしなかった、と。このような日本の経験を重く受けとめるならば、われわれがここで動物の搾取を不正とみなすトム・レーガンの主張を、あえて否定する必要のないものとして受け入れたとしても、千年以上にわたって仏教の不殺生思想を尊重してきた日本の伝統においては、そこに倫理学上致命傷となるような誤謬が生じることはないであろうと思われる。そこで、われわれは次のような認識を前提として以下の考察を進めたいと思う。

ある一定の諸種族に属する個々の動物は、尊敬をもって扱われるべき価値の担い手、目的自体であって、単なる手段としてのみ使用されてはならない存在である。

さて、このような認識を前提とするならば、われわれはここで、搾取論の適用領域が個々の人間だけでなく様々な動物へと拡張されるのを見る一方で、搾取論を適用するのが逆にふさわしくない領域をも見いだすことになる。それはすなわち、土地や「自然」といった個人でも個体でもない複合的存在である。

すでに見たように、マルクス搾取論の根底にあると考えられる思想は、カントが定式化した手段化禁止の道徳法則であるが、その際、目的自体として尊重されるべき存在は個々の人格である。このため『資本論』の搾取論は、まず何よりも個々の労働者に適用されているのであって、だからこそ労働力の搾取度という概念は、可変資本に対する剰余価値の割合という物化された数量と数量との関係にではなく、必要労働時間に対する剰余労働時間の割合という労働者個人の生命活動に則して定式化され、導入されることになったのである。人間を個人として尊重するところのかかる基本姿勢は、搾取の対象が非人間的存在者に拡張されるときにも貫かれなければならないと思われる。というのは、絶対的搾取によって何らかの絶対的損失を被りうるためには、それが他の何者によっても代替できない個体的存在者である必要があるからである。例えば、過労死したN運送のトラック運転手K氏は、死んでしまっている以上もはや金銭によっても時間によっても決して回復されることはない。また、肉骨粉を食べて狂牛病に罹った牛のKは、いかなる手段によっても健康を回復し得ない。つまり、個体的存在者としての労働者Kや牛Kは、絶対的損失を被る存在であるといえる。これに対して、集団としての労働力人口やミルク製造動物としての牛集団は、たとえその数がある程度減少したとしても、養育や繁殖によって十分に補充されうる存在である。同様に、失われた土地の豊饒性はグアノ等の投入によって回復されうるものであり、破壊された森林は労働投下と時間によって回復されうる存在である。つまり、複数の個体から構成される集団としての存在や複合体としての存在は、仮に損失を被りうる存在であると見なしたとしても、被る損失は相対的損失であって、絶滅のケースを別とすれば、絶対的損失を被るとはいえないのである。こうした事態を、レーガンの「生の主体」という概念はよく表していると思われる。搾取によって生得の本質的諸能力の発揮を阻害され、自己実現の失敗や欠乏や苦痛を経験するのは、メアリー・アン・ウォークリー<sup>37)</sup>やこの水牛やあのイノシシといった個々の生命体であって、様々な鉱物や菌類や動植物等から成る「自然」あるいは土地ではないのである。諸個体の統合体としての生態系あるいは「自然」は、全体を統括する神経系統も遺伝子も持っていないのだから、観察者の目にはそこに一連の盛衰が見て取れるとしても、それは「自然」それ自体が内的に経験しているものではなく、観察者がそこに投影しているものでしかない。したがって、「自然」や土地は、破壊されたり劣化させられたりすることはあっても、搾取されることはないと言わなければならない。先に見たように、Burkettは『資本論』の記述に基づいて「自然の搾取」に言及したが、このような表現は『資本論』的には誤謬であると言わなければならない。

さて、以上のことから、土地または複合体としての自然は搾取論の適用可能領域には含まれな



い、ということが出来る。一方、先の認識を前提とするならば、ある一定の諸種族に属する個々の動物については、そこに搾取という現象が生じていることを否定することは出来ない。とりわけ、現時点においてその生物の搾取を論じることに意義があるのは、次のような種類の動物である。すなわち、畜産業における牛や豚などの産業動物、製薬業等におけるサルやイヌなどの実験動物、娯楽産業におけるゾウやクマなどの展示動物がそれである。これらの動物資本に属する各生物個体は、資本の下で自分たちの生命力を過度に、あるいは不適切に支出せしめられ、それによって能力の十分な発達の機会を奪われ、消耗し、多くの場合早期に屠殺される<sup>38)</sup>。これらの多くが、絶対的搾取の下に置かれているのは明らかである。そして、ヨーロッパやアメリカでは、これらの動物を人道的に取り扱おうとする動物福祉の思想が、すなわち、これらを単なる手段としてではなくその幸福をも考慮して取り扱おうとする思想が普及しつつある。例えば、産業動物については、EUにおいて牛や豚や鶏などの苦痛の緩和を目的とする飼養基準についての法令がすでに導入されており、しかも近年その基準が強化されつつある。つまり、EUではこれらの産業動物について、法令を導入することによってその搾取度を緩和する措置がとられているのである。これは、19世紀に労働力の搾取度を緩和するために工場法が導入されたのと極めて類似した現象であるといえる。それゆえ、工場法によって労働者の境遇が現実に改善されつつあった時期に、労働力の搾取を理論的に論じる必要があったとすれば、動物保護法令によって産業動物の生活環境が現実に改善されつつある時期には、こうした動物の搾取を論じることが何にもまして必要とされていると思われるのである。

さて、これまでの検討で、牛や豚等の産業動物をはじめとした、ある一定の種族に属する個々の動物についてはそこに搾取論を適用できること、しかし、個体的存在者ではない土地や「自然」に対しては搾取論を適用できないこと、このことを明らかにした。それでは、両者の中間に位置する存在、例えば個々の昆虫や植物についてはどうなのだろうか。「蚕の搾取」や「リンゴの木の搾取」などということも可能なのであろうか。私は、そのような表現も、例えばジャイナ教的な世界観に基づくならば、これを完全に否定し去ることはできないのではないかと考える。しかし、昆虫や植物の「搾取」といった問題は、産業動物のような身近な動物の搾取が緩和された後に、はじめて真剣な議論の対象となるかもしれない性格のものであろうと考える。そこで本稿では、搾取論の適用可能領域について上記のような結論を得たことでさしあたり満足することにした。

## 補論 許容搾取度とケーパビリティ・アプローチ

本稿第4節で検討してきたように、『資本論』の搾取論は土地や自然に対しては適用され得ない性格の理論である。それゆえ、自然の劣化をマルクス経済学的に論じる場合には、搾取とは別の概念を用いて『資本論』の理論体系とそれとを連結させる必要がある。その際、かつて吉田文和氏が提唱した「自然生産力破壊」の概念は、こうした必要に応えうる概念の1つであるといえ



る<sup>39)</sup>。しかし、近年吉田氏が試みているこの概念へのケーパビリティ・アプローチの導入<sup>40)</sup>には疑問な点が残る。というのは、本来人間個々人に適用されるこのアプローチを、自然という複合的存在に対して適用しようとする、その時そこに先に検討したような理論的な困難が生じるように思われるからである。むしろこのアプローチは、以下のような理由により、マルクス経済学の搾取論の中に導入されるのが適切であるように思われる。

本稿第3節で見たように、搾取には「許容された搾取」と「絶対的搾取」という2つの段階があると考えられる。その際、これら両者の境界がどこにあるのかは、時代と場所によって異なり、また階級間の力関係によっても異なりうる。しかし、かかる境界の位置、言い換えれば許容搾取度の水準について、そこにある程度の客観的基準を設けることは不可能ではないように思われる。というのは、人間が人間であるかぎり、人間の本質は時代と場所とにかかわらずほぼ不変であるとするなら、人間の本質の研究によって、それを超えてしまうと人間的な生活が維持できなくなるところの水準、すなわち許容搾取度の水準を大まかに設定することが可能であると考えられるからである。そして、そのような許容搾取度を示す手段として利用できると思われるのが、生活の質を評価するための一方法であるところのケーパビリティ・アプローチであり、とりわけマーサ・ヌスバウムのそれである。彼女のこのアプローチは、彼女自身の言によれば、「人間的な機能というアリストテレスの概念とマルクスによるかかる概念の使用とを考察することによって、アマルティア・センの業績からは独立に<sup>41)</sup>」考案されたものであり、そして、そこでは人間の基本的ケーパビリティが次のような十項目のリストとして提出されている。

「①できるだけ長く十全な人生を終わりまで生きることができること。②健康であることができること。③不必要で無益な苦痛を避け、楽しい体験をすることができること。④五感を働かせることができること。想像し、考え、推論することができること。⑤われわれ自身の外側にある物や外側にいる人に対して愛情を持つことができること。⑥善の概念を持ち、自分自身の人生設計を批判的に考えてみるすることができること。⑦他者を認めたり、他者に関心を示したりしながら他者とともに生活することができること。⑧動物、植物および自然界と良好な関係を持つことができること。⑨笑ったり遊んだり気晴らしを楽しんだりすることができること。⑩他者のではない自分自身の人生を生きることができること<sup>42)</sup>。」

ここで、このリストをごく簡単に搾取論の中で利用してみるとすれば、資本主義的な労働に従事しているある個人について、このリストの各項目が満たされているとき、この労働者の剰余労働時間は許容された搾取にとどまるものである、ということが出来る一方で、過度労働が原因で、1項目でも継続的に満たされていないものがあれば、それは許容搾取度を超えた絶対的搾取になっている、とすることができるであろう。そして、こうしたケーパビリティのリストは、動物についてより容易に作る事が出来ると思われる。しかも、動物の搾取度は必要労働時間に対する剰余労働時間の割合で表すことはできないから、許容搾取度をある程度示すことができるのかかるリストは、むしろ動物においてよりいっそう必要とされている。EUの動物福祉

政策の指針となっている「5つの自由<sup>43)</sup>」は、こうしたケーパビリティのリストの一形態と  
 いうてよいものであると思われる。

ところで、本稿第4節で見たように、トム・レーガンによれば商業的畜産、毛皮産業および実験動物としての動物の使用は全廃されるべきものであった。というのは、動物が人間と同様に固有の価値を有する存在、すなわち目的自体であるならば、動物が単なる手段としてのみ使用されているということそれ自体が不正なのであり、したがって動物の搾取度を緩和するといった対応ではなく、動物の搾取そのものを撤廃することが必要だからである。こうした考えは、マルクスのそれと類似しているといえる。彼は「『公正な1日の労働にたいする公正な1日の賃銀』という保守的な標語の代りに『賃銀制度の廃止』という革命的なスローガンを<sup>44)</sup>掲げるべきだと主張した。しかし、その一方でマルクスは「労働日の短縮が根本条件である<sup>45)</sup>」と考え、労働力の搾取の度合いを測定する概念を考案し、『資本論』の多くのページを工場法についての記述に充てている。これと同じことは動物の搾取についてもなされるべきであろう。すなわち、搾取の全廃を主張するとしても、実際に搾取が行われ続けている以上、その搾取の度合いを示し、現実の搾取度を緩和することも必要であると思われるのである。

#### 注

- 1) Paul Burkett, *Marx and Nature: A Red and Green Perspective*, MACMILLAN PRESS, 1999, p. 133.
- 2) 『資本論第1巻』新日本出版社、上製版407ページ。Werke 23, S. 253.
- 3) Gunnar Skirbekk, "Marxism and Ecology." *The Greening of Marxism*, edited by Ted Benton, The Guilford Press, 1996, pp. 129-136.
- 4) 『資本論第1巻』新日本出版社、上製版370ページ。Werke 23, S. 232.
- 5) 同上、370-371ページ。Ebenda.
- 6) 例えば、利潤率の傾向的低下論の部分には「労働の搾取度」という語句が頻出する。
- 7) 宮川實『搾取の理論』社会科学書房、1984年、16ページ。
- 8) 守健二「合理性、協業、搾取(1)」『経済論集』(大分大学)第51巻第3・4合併号、1999年、1ページ。
- 9) 柴田信也編『政治経済学の原理と展開』創風社、2001年、40ページ。
- 10) John E Roemer, *Value, Exploitation and Class*, Routledge, 2001, p. 1. なお、先に言及した守健二氏の搾取論は、階級間の分配問題に着目する点で、このようなローマーの搾取論の系列に属していると思われる。
- 11) Martha C. Nussbaum, *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 2000, p. 73.
- 12) 『資本論第1巻』新日本出版社、上製版864ページ。Werke 23, S. 528.
- 13) 塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学—』東京大学出版会、2002年、第3章参照。
- 14) 『資本論第1巻』新日本出版社、上製版703ページ。Werke 23, S. 431.
- 15) 同上303ページ。Werke 23, S. 192.
- 16) 同上396-399ページ。Werke 23, S. 247-249.
- 17) 同上398ページ。Werke 23, S. 248.
- 18) 同上。Ebenda.

- 19) 同上 397 ページ。Ebenda.
- 20) 吉田幸雄『図説人体寄生虫学第6版』南山堂, 2002年, 186 ページ。
- 21) 藤田紘一郎『共生の意味論』講談社, 1997年, 第2章。
- 22) 『資本論第1巻』新日本出版社, 上製版 398 ページ。Werke 23, S. 248.
- 23) 同上 457 ページ。Werke 23, S. 281.
- 24) 同上。Ebenda.
- 25) 同上 831 ページ。Werke 23, S. 509.
- 26) 同上。Ebenda.
- 27) 同上 832 ページ。Ebenda.
- 28) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 1989年, 112 ページ。
- 29) 『資本論第1巻』新日本出版社, 上製版 395 ページ。Werke 23, S. 247.
- 30) 同上。Werke 23, S. 246.
- 31) 同上 399 ページ。Werke 23, S. 248.
- 32) 同上 395 ページ。Werke 23, S. 246.
- 33) マルクス『賃銀・価格および利潤』長谷部文雄訳, 岩波文庫, 76 ページ。
- 34) カント「人倫の形而上学の基礎づけ」中公バックス世界の名著 39「カント」中央公論社, 1979年, 274 ページ。
- 35) 次段落は, Carl Cohen and Tom Regan, *The Animal Rights Debate*, Rowman & Littlefield, 2001, pp 127 – 222. の要点を本稿に関連する限りで整理したもの。また, Tom Regan, *The Case for Animal Rights*, University of California Press, 1983, Tom Regan, *Defending Animal Rights*, University of Illinois Press, 2001, ピーター・シンガー編「動物の権利」戸田清訳, 技術と人間, 1986年, を参照。
- 36) Carl Cohen and Tom Regan, p. 130.
- 37) 『資本論第1巻』新日本出版社, 上製版 435 ページ。Werke 23, S. 269.
- 38) 山口拓美「政治経済学的概念としての動物資本について」研究年報『経済学』(東北大学) 第64巻第4号, 参照。
- 39) 吉田文和『環境と技術の経済学—人間と自然の物質代謝の理論』青木書店, 1980年, 72–100 ページ。
- 40) 北原勇・鶴田満彦・本間要一郎『資本論体系・第10巻・現代資本主義』有斐閣, 2001年, 334 ページ。
- 41) Martha C. Nussbaum, *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 2000, p. 70.
- 42) Martha C. Nussbaum, "Human Functioning and Social Justice: In Defense of Aristotelian Essentialism", *Political Theory*, Vol. 20 No. 2, May 1992, p. 222. に記されている Basic Human Functional Capabilities の 10 項目のリスト。このうち幾つかの項目については部分的要約的に訳した。*Women and Human Development: The Capabilities Approach* の中のリストとは若干異なるところがある。
- 43) 動物には, ①飢えと渇きからの自由, ②不快からの自由, ③身体的苦痛からの自由, ④その動物にとって本来的な行動を示す自由, ⑤精神的苦痛からの自由, が保証されるべきである, とするもの。
- 44) 前掲『賃銀・価格および利潤』113 ページ。
- 45) 『資本論第3巻』新日本出版社, 上製版 1441 ページ。Werke 25, S. 828.